

令和5年6月1日 議会運営委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (6人)

委員長 山崎 年一

副委員長 北地 範久

委員 藤川 和弘、小田上 尚典、児玉 朋也、日域 究

議長 賀屋 幸治

副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 なし

○山崎委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長がお見えでございますので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○山崎委員長 それでは、議事日程にしたがいまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から、議案の概要について説明をお願いいたします。なお、時間を要するようでしたら、着座の上、提案いただいても結構でございます。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

それでは、議案の概要に沿って御説明をいたします。

1 ページ目の1番、報告第1号継続費繰越しの報告について(一般会計)でございます。内容につきましては、継続費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したものですが、大竹駅周辺整備事業は、平成30年度から令和5年度の6カ年の、また、大竹駅東西広場整備事業は、令和4年度から令和6年度の3カ年の、大竹小学校プール建設事業は、令和4年度から令和5年度の2カ年の継続費をそれぞれ設定しておりますが、本3事業について、令和4年度の予算のうち、記載の金額を逡次、令和5年度に繰り越したものでございます。

続きまして、2番、報告第2号繰越明許費繰越しの報告について(一般会計)でございます。

本議案につきましては、別紙として、補足資料を御用意しております。内容でございますが、養護老人ホームゆうあいの里改修事業ほか、全19の事業に係る予算について、翌年度に繰り越したものでございます。

繰り越しの理由につきましては、関係者との調整に時間を要したのものや、令和5年度までの2カ年事業として計画していたものなど、事業ごとに異なりますが、詳細は先ほどの補足資料のほうに記載をしておりますので、そちらを御参照いただくこととしまして、本席での説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、2ページ目の3番、報告第3号事故繰越しの報告について（一般会計）でございます。

事故繰越しを行った事業は、県営事業負担金（港湾）の1件でございます。本件につきましても、補足資料を用意しております。

繰り越しの理由について、補足資料の事故繰越し繰越し説明書では、表の右側の説明欄のところになりますが、広島県が施工する護岸改良工事において、関係権利者との工事調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らず、県が事故繰越しを行ったため、これにあわせて市予算を繰り越したものでございます。

続きまして、4番、報告第4号継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）でございます。

継続費として複数年度にわたって実施することとしております小方排水区雨水函渠整備工事ほか4つの事業について、令和4年度の支出予定額のうち、支払い義務が生じなかったものについて、それぞれ令和5年度に逐次繰越しを行ったものでございます。

続きまして、5番、報告第5号予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計）でございます。

いずれも建設改良費の予算を翌年度に繰り越したのですが、繰り越しの理由について、水道事業会計から御説明いたします。

新町一・二丁目地内配水管改良事業は、配水管布設箇所にコンクリート舗装が埋まっていることが判明し、取り壊しに時間がかかることから年度内完了が困難となったものでございます。

上下水道局前駐車場整備事業は、複数年度にまたがる工事契約を締結しており、年度内に工事が完了しないため、繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計の防鹿隧道配水池更生工事は、当初の入札が不調となり、工事の契約が遅れたことで、年度内の完了が困難となったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計でございます。

新町一丁目地内管渠改築更新設計業務は、関係機関との協議により設計期間を延長したため、年度内の完了が困難となったものでございます。

白石合流幹線改築更新工事は、国の令和4年度補正予算による繰越事業として補助の対象となっている事業でございます。

続きまして、3ページの6番、報告第6号大竹市土地開発公社の経営状況についてでございます。

内容につきまして最初に、土地の取得及び処分でございますが、令和4年度中に取得及び処分した土地はございませんでした。

次に、収益的収入及び支出でございます。

収入総額994万1,666円に対し、支出総額は734万2,718円で、差し引き259万8,948円の純利益となりました。なお、財務諸表につきましては、別紙の決算書を御参照いただければと思います。

続きまして、7番、認第1号専決処分の承認を求めることについて（職員の特殊勤務手

当に関する条例の一部を改正する条例)でございます。

2の専決処分した理由でございますが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更となりました。これに伴い、同日付で人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されたため、これに準じて職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

3の改正の主な内容でございますが、人事院規則において、防疫等作業手当の特例についての規定が削除されたことに準じ、職員の特殊勤務手当に関する条例において、新型コロナウイルス感染症に関する措置に係る防疫等作業に従事した者に支給する特殊勤務手当の特例の規定を削除するものでございます。

施行期日は令和5年5月8日で、同日に専決処分を行ったものでございます。

続きまして、8番、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

2の専決処分した理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかだと認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

3の改正の主な内容でございますが、第1条関係で、(1)の市民税関係の改正が2点ございます。

1点目は、アの附則第6条第1項に関係するものですが、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額を免除する規定の適用期限を令和9年度まで3年延長したものでございます。

2点目は、イの附則第15条の2第1項及び第2項に関するもので、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の規定の適用期限を、令和8年まで3年延長したものでございます。

続きまして、(2)の固定資産税関係の改正は2点ございます。

1点目は、アの附則第8条関係で、先端設備等導入計画に係る固定資産税の課税標準の特例について現行制度が令和5年3月31日で終了したことにより削除したものでございます。

2点目は、イの附則第8条の2関係で、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理計画認定マンション等一定の要件を満たし、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和6年度までに行ったマンションに係る翌年度の固定資産税額を国の参酌基準どおり税額を3分の1軽減する規定を新設したものでございます。

続きまして、(3)の軽自動車税関係の改正は2点ございます。

1点目は、アの附則第13条の2及び第13条の6関係で、特定期間に取得した3輪以上の

軽自動車の環境性能に応じた環境性能割の臨時的軽減措置を削除したものでございます。

2点目は、イの附則第14条関係で、環境への負荷の低減が顕著な車における種別割の軽減措置について、取得対象期間を3年延長し、また営業用乗用車について、環境基準に応じ、取得対象期間をそれぞれ延長したものでございます。

そのほか、(4)の様式の新設として、地方税務手続きのデジタル化に向け、地方税の納付書について、地方税統一QRコードを用いた仕組みを導入したほか、関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理したものでございます。

なお、第2条の都市計画税条例におきましても、関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理したものでございます。

本条例の施行期日は、令和5年4月1日で、令和5年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

続きまして、6ページの9番、認第3号専決処分の承認を求めることについて(大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)でございます。

2の専決処分した理由でございますが、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

3の改正の主な内容でございますが、第2条中の固定資産税の課税免除について設備投資の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長したものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。また、(3)に記載のとおり附則第2項及び第3項で、広島県の離島振興計画が4月1日以降の策定になることに伴う経過措置を定めております。

4の専決処分年月日は、令和5年3月31日でございます。

続きまして、10番、認第4号専決処分の承認を求めることについて(令和5年度大竹市一般会計補正予算(第1号))でございます。

2の専決処分した理由でございますが、大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和5年度当該会計予算の変更議決を必要としますが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

3の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1億3,597万円を追加し、予算総額を160億4,015万2,000円としたものでございます。

詳細について歳出から先に御説明をいたします。

歳出の1行目、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業ですが、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給するものでございます。対象世帯数である3,500世帯分の給付金に事

務費を加えた1億1,024万8,000円を計上し、また、歳入として同額の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したものでございます。

次に、歳出の2行目の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するもので、2,572万2,000円を計上したものでございます。

内訳として、児童469人分の給付金が2,345万円で、歳出の1行目の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金と同額となっております。また、同じく歳入の2行目にある子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金227万2,000円と同額の事務費を計上したものでございます。

いずれも国の方針に基づき支給するものであり、物価高騰の影響を受けている世帯に対し、速やかに給付金の支給を行うため、令和5年5月8日に専決処分したものでございます。

続きまして、8ページ目の11番、認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））でございます。

2の専決処分した理由でございますが、大竹市土地造成特別会計において繰上充用を行うことについて、令和5年度当該会計予算の変更議決を必要としますが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

3の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ6億5,037万7,000円を追加し、予算総額を9億3,878万1,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳出に前年度繰上充用金6億5,037万7,000円を計上し、歳入として同額の土地売払収入を計上したものでございます。

また、4の一時借入金の補正でございますが、6億5,000万円を追加し、一時借入金の最高額を9億3,800万円としたものでございます。

5の専決処分年月日は、令和5年5月24日でございます。

続きまして、12番、議案第39号から20番の議案第47号までの9件は、大竹市農業委員会委員の任命の同意についてでございます。

いずれも、大竹市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となりますので、9名の方を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めらるものでございます。

現在の委員から引き続き任命しようとする方は、議案第39号の橋村實男氏、議案第40号の正木静夫氏、議案第41号の丸小操氏、議案第42号の東田保夫氏、及び議案第44号の石井昌嗣氏の5名でございます。

また、新たに任命しようとする方は、議案第43号の平尾泰子氏、議案第45号の中村昭彦氏、議案第46号の齋藤忠昭氏、及び議案第47号の佐多亜也子氏の4名でございます。

なお、各氏の経歴や農業経営等の状況等を記載した補足資料を添付しておりますので御参照いただければと思います。

続きまして、10ページ目の21番、議案第48号大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任

の同意についてでございます。

大竹市固定資産評価審査委員会委員である曾田収氏が令和5年9月14日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を大竹市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

なお、曾田氏の職歴等につきましては、別紙の補足資料を御参照いただければと思います。

続きまして、22番、議案第49号大竹市固定資産評価員の選任の同意についてでございます。

4月1日付の人事異動に伴い、新しく市民税務課長となった吉村隆宏氏を大竹市固定資産評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めるところでございます。

吉村氏の職歴等につきましても、別紙の補足資料を御用意しておりますので御参照ください。

続きまして、11ページの23番、議案第50号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由でございますが、改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が令和5年5月11日に施行され、個人番号カード所持者について、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となることに伴い、用語の整理及びスマートフォン等を利用する場合の印鑑登録証明書の交付申請の規定を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容は2点ございますが、3の施行期日等とあわせて御説明いたします。

1点目は第8条の2の規定中、利用者証明用電子証明書を個人番号カード用利用者証明用電子証明書に改め、スマートフォン用の利用者証明用電子証明書として、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を規定するもので、公布の日から施行するものでございます。

2点目はスマートフォンを利用する場合の印鑑登録証明書の交付申請の規定を追加するもので、施行期日は規則で定める日といたします。

続きまして、12ページの24番、議案第51号大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正についてでございます。

1の改正の理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)の大竹市税条例の関係でございますが、令和4年に公布された改正道路交通法において、現行の原動機付自転車から一定の要件を満たす電動キックボード等を対象とする特定小型原動機付自転車の区分が令和5年7月1日に施行されることに伴い、軽自動車税の種別割の税率のうち3輪以上の原動機付自転車の除外規定の中に特定小型原動機付自転車を追加するものでございます。

次に、(2)の大竹市都市計画税条例の関係でございますが、バス事業者が一定の要件

を満たし、路線の維持に取組つた電動バスを導入する場合、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の令和5年度改正の施行日から令和10年3月31日までの間に最初の当該道路運送高度化事業の用に供されてから5年間は土地を含んだ変電・充電設備などに係る固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置を新設するものでございます。

そのほか、項ずれに伴う規定の整備を行うもので、施行期日は令和5年7月1日とするものでございます。

続きまして、25番、議案第52号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が令和5年2月21日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の主な内容は2点ございます。

1点目は第11条の2の関係で、急速充電設備に関する事項として、急速充電設備の定義について、急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの。）」とし、全出力の上限を撤廃するものでございます。

2点目は第23条関係で、喫煙等に関する事項として、「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするものでございます。

施行期日は公布の日としますが、急速充電設備に関する事項については、令和5年10月1日から施行することといたします。

続きまして、26番、議案第53号財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）でございます。

1の要旨でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

2の財産についてですが、1の財産の表示は、水槽付消防ポンプ自動車1台、3の契約方式は、一般競争入札でございます。取得価格は、8,085万円で、相手方は、株式会社三葉ポンプS F大竹でございます。納入期限は、令和6年3月31日でございます。

続きまして、27番、議案第54号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございます。

1の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,044万円を追加し、予算総額を162億59万2,000円とするものでございます。

詳細は15ページの表で御説明いたします。

15ページの補正予算の内訳の表でございますが、表の左側に歳出を、その右側に歳入として、当該歳出に充当する財源を記載しております。

最初に、第2款総務費の地域活動促進事業でございますが、右側の歳入の欄に、宝くじコミュニティ事業助成金（一般コミュニティ）として540万円とございます。市内の3自

治会から集会所等で使用する備品等の整備に関して、令和5年度コミュニティ助成事業の申請があり、本年3月29日に採択されたとの通知がありましたので、当該3自治会に対する補助金として、540万円を計上するものでございます。

同じく総務費の戸籍住民基本台帳事務でありますが、本年2月末までにマイナンバーカードを申請された方のマイナポイント申請期限が令和5年9月30日まで延長されましたので、マイナポイント申込等支援業務に係る委託料及び事務費として、443万5,000円を計上するものでございます。

なお、歳入として歳出と同額のマイナポイント事業費国庫補助金を計上いたします。

続きまして、第3款民生費の生活保護事務でありますが、令和5年10月の生活保護基準の改定に対応するため、現在使用しておりますシステムの改修に必要な委託料として、63万8,000円を計上するものでございます。

なお、歳入で生活困窮者自立支援事業等国庫補助金として、歳出の2分の1に当たる31万9,000円を計上いたします。

続きまして、第4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業でございませぬ。

当初予算の編成時においては令和5年度もワクチン接種を継続するかは決まっておりましたが、今年度も春と秋に実施する見込みとなりましたので、負担金その他の経費として8,791万1,000円を計上するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金5,433万3,000円及びワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,357万8,000円で歳出の全額を賄うこととしております。

続きまして、第11款災害復旧費の道路復旧事業でございませぬ。

本年5月5日から7日にかけての大雨により市道阿多田1号線の道路のり面が崩落し、車両の通行ができない状態となりましたので、復旧のための費用として、6,205万6,000円を計上するものでございます。

なお、歳入として、道路災害復旧事業費国庫補助金2,668万円及び道路橋りょう災害復旧事業債3,530万円を充てることといたします。

そのほか財源調整のため、歳入に財政調整基金繰入金39万5,000円を計上し、歳入歳出ともに1億6,044万円を計上しようとするものでございます。

続きまして、16ページの28番、議案第55号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)でございませぬ。

4の継続費の補正の表を中心に御説明いたします。

まず、小方排水区雨水函渠整備工事でございますが、工事施工に当たり、地盤調査を行った結果、施工箇所の地盤が想定よりも固い地盤であったことが確認されたため、追加の工事が必要となったことで、事業費が増加する見込みとなりました。そこで、令和5年度の予算を4,000万円から9,000万円に増額し、3の資本的支出の予算総額を12億8,777万5,000円にしようとするものでございます。

続きまして、表の2段目の大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務でございませぬ。

本事業は、令和4年度の工事着手に向け、事業実施の委託先である地方共同法人日本下水道事業団において2度の入札を行いました。設計額と入札額に大きな差があるなどの理由により、いずれも不落となりました。本年6月中に新年度単価による再積算等により再度入札を行う予定ですが、これまでの経緯から現行の予算では再び不落となる可能性があります。既存のし尿施設は老朽化が著しく早期に事業着手を行う必要があることから、仮に6月の入札が不調となった場合でも、早急に対応できる体制を整えるため事業期間を令和6年度まで延長し、1億9,100万円の事業費を追加しようとするものでございます。

説明は以上でございます。議案の取り扱いについてよろしくお願ひ申し上げます。

○山崎委員長 ただいま執行部から議案の説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、議案の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議案の取り扱いにつきまして事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより、執行部の説明者ごと一括したのようになっております。議事日程に沿って取り扱いを説明いたします。

まず、報告第1号から議案第54号までの7件について一括上程し、提案理由の説明を受けます。このうち、報告第1号から報告第3号及び報告第6号につきましては、報告事項でございますので、質疑をもって終了となります。

認第4号及び認第5号の2件については、専決処分の承認を求めるものでございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

議案第54号につきましては、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、報告第4号から議案第55号までの3件についてでございますが、一括上程し、提案理由の説明を受けます。

報告第4号及び報告第5号につきましては、報告事項でございますので、質疑をもって終了となります。

議案第55号については、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、認第1号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、専決処分の承認を求めるものでございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

次に、認第2号から議案第51号までの4件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受けます。

認第2号及び認第3号につきましては、専決処分の承認を求めるものでございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

議案第50号及び議案第51号につきましては、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第39号から議案第49号の11件につきましては、一括上程し、提案理由の説明を受けます。全て人事案件でございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

次に、議案第52号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、総務文教委員会へ付託と考えております。

最後に、議案第53号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、総務文教委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から議案の取り扱いの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

続きまして、日程2、請願についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、提出のありました請願の取り扱いについて御説明申し上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願でございます。

提出者は、大竹市職員労働組合執行委員長榎原研介氏でございます。

紹介議員は小田上議員、北地議員、児玉議員、日域議員の4名の議員でございます。

請願の内容は、配付の請願文書表のとおりでございます。

取り扱いといたしましては、令和5年請願第1号としまして、本会議初日に上程し、総務文教委員会へ付託と考えております。

請願が採択された場合は、本会議最終日に意見書案を上程し、即決と考えております。

慣例では、所掌の常任委員長が提出者に、他の常任委員長が賛成者となっておりますので、付託先の総務文教委員長が提出者に、また、生活環境委員長が賛成者にと考えております。

意見書案につきましては、請願文書表に添付しております意見書案文を各会派にお持ち帰りの上、御調整いただきまして、修正等がございましたら、6月9日金曜日までに事務局に提出していただき、議案の提出者及び賛成者で調整後、本会議最終日への上程、採決を考えております。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から請願の取り扱いについて説明がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、一般質問についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 今回の一般質問は、代表制を取っておりますので、複数会派の代表につきましては、発言時間が60分、その他の議員につきましては、30分となっております。

一般質問の通告は、本日9時30分まででございましたが、通告議員は4名でございます。

発言順につきましては、本委員会終了後、議長室にお集まりいただき、抽せんを行いますので、よろしくをお願いいたします。

また、一般質問のヒアリングにつきましては、具体的にどういったことをお聞きにされたいかというところを明確にさせていただいて行っていただくよう引き続きよろしくをお願いいたします。

以上です。

○山崎委員長 ただいまの説明について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程4、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 6月定例会の会期でございますが、6月8日から6月21日までの14日間を考えております。

会期日程の案を御覧ください。

本会議を6月8日に開会し、会期決定、一般質問、一般議案上程、請願上程と考えております。

次に、付託されました議案の審査のための常任委員会の日程でございますが、12日月曜日と13日火曜日の2日間を予定しております。慣例でいきますと、12日に総務文教委員会、13日に生活環境委員会になろうかと考えております。また、執行部から6月13日に生活環境委員協議会を開催する旨の依頼を受けております。

特別委員会でございますが、6月15日木曜日に、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を開催と考えております。

本会議最終日は、6月21日水曜日といたしまして、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。そして、請願が採択された場合は、追加日程として、意見書案の採決を行い、6月定例会の閉会と考えております。

また、21日の本会議終了後、生活環境委員協議会を開催する旨の依頼を受けております。日程につきまして御調整をお願いいたします。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 それでは、各委員長さん方に日程の調整をお願いいたしたいと思いますが、本席に各委員長出席されておりますので、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 ありがとうございます。

お諮りいたします。

会期につきましては、6月8日から6月21日までの14日間とし、6月8日木曜日10時から本会議。

各常任委員会については、6月12日月曜日10時から総務文教委員会を開催。6月13日火曜日10時から生活環境委員会を開催。その終了後、生活環境委員協議会を開催。6月15日木曜日10時から、基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会を開催。

本会議最終日が6月21日水曜日10時から開催。その終了後、生活環境委員協議会を開催ということで、御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程5、6月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてを議題いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、6月定例会の新型コロナウイルス感染症対策について御説明いたします。

本年5月から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いが5類に移行しております。これを受けまして、5月10日、各派代表者会議におきまして、6月定例会の対応につきまして、御協議していただきました内容を踏まえまして、事務局案を御説明させていただきます。

参考として、従前の取り扱いを見え消しで修正したものを今お送りしております。説明の順番が若干前後いたします。御了承いただければと思います。

まず、マスクの着用については、任意、個人の判断といたします。また、議場に設置しております飛沫防止パネルにつきましても、撤去することといたします。

議場、それから、委員会室等の換気につきましては、従前どおりとし、できるだけ窓等を開けるなどして外気を取り入れるとともに、原則として50分を目安に、換気休憩を入れることといたします。

続いて、議員の傍聴についてですが、委員会室への入室については、制限を解除することといたします。

なお、原則として全ての委員会はY o u T u b eにて中継をいたしますので、これまでどおり控室、または御自宅で傍聴していただいても構いません。

また、執行部におきましては、待機時間の短縮等にY o u T u b e中継を有効に活用していただければと思います。

次に、傍聴者につきましても、マスク、検温等の感染対策を特に求めることはいたしま

せん。

それから、令和4年12月に策定をしております新型コロナウイルス感染症に係る大竹市議会議員の感染対策マニュアルにつきましても廃止することとしたいと思っておりますので、感染したことをもって必ずしも報告をしていただく必要ございませんが、会議を欠席することになる場合には、欠席届を提出していただくようお願いをいたします。

また、登庁時の検温記録は廃止をいたします。ただし、登庁前御自宅では必ず検温していただきまして、37.5度以上の場合や、喉・せき等に痛みがあったりする場合には、登庁を控えて事務局まで御連絡をいただくようお願いをいたします。

発言の事前通告、それから、一般質問のヒアリング時間等につきましては、待機時間の短縮、接触機会の低減の観点から、従前どおりの取り扱いとしたいと考えております。

各会議の通告期限につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

最後に、6月定例会から新型コロナウイルス対策につきましては、かなりの部分を緩和をして、従前に戻した形で運営をしていきたいというふうに思っておりますが、換気、うがい、手洗い、そういった基本的な対策につきましては、できるだけ御協力をいただきまして、感染症防止に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○山崎委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑がないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

本件について、事務局案のとおり対応していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、そのように議会運営をしてまいりたいと思っております。

続きまして、日程6、その他を議題といたします。

まず、発言通告についてでございます。

今定例会での発言通告に関しまして、連絡事項がございます。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 5月10日の各派代表者会議で確認いたしました事項を踏まえ、本会議と常任委員会につきましても、速やかに事前通告をしていただくよう、御協力をお願いいたします。

6月8日の本会議につきましては、6月5日月曜日、12日と13日の常任委員会につきましては、6月7日水曜日まで、また、6月21日の本会議最終日につきましては、6月16日金曜日までに、できましたら午前中に事前通告を提出していただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、通告書の提出にあたりましては、会議時間の短縮、説明員の待機人数の縮減など、円滑な議会運営のため、項目だけでなく、できるだけ具体的な内容を記載していただきます

すよう、御協力をお願いいたします。

なお、委員会においては、審査の過程におきまして、説明の内容等によっては、急遽追加等での質問を必要とする場面もあろうかと思っておりますので、執行部には御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○山崎委員長 ただいま事務局から発言の通告に関して御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、特に委員会では、審査の過程において事前通告以外にも答弁の対応をお願いすることもあるかと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

発言通告については以上でございます。

次に、中国市議会議長会の表彰についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 中国市議会議長会の表彰の件につきまして、表彰者の御紹介をさせていただきます。

5月30日に開催されました第152回中国市議会議長会定期総会におきまして、議員8年以上の表彰を和田議員が、議員20年以上の特別表彰を寺岡議員が受賞されております。

本表彰につきましては、定例会の本会議初日に伝達する慣例となっておりますので、6月8日の本会議の冒頭に伝達するよう予定をしております。

以上でございます。

○山崎委員長 表彰伝達の連絡でございました。定例会の本会議初日で行われますので、お知らせください。

それでは、続いて、3点目、特別委員会の中間報告について、事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 特別委員会の中間報告について御説明いたします。

基地周辺対策特別委員会、議会改革特別委員会及び広報広聴特別委員会の各委員長より中間報告の申し出を受けております。本会議最終日におきまして、各委員長から報告を受けることとなります。

以上でございます。

○山崎委員長 事務局から、各特別委員会の中間報告は、定例会最終日に行われることの連絡がございました。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○山崎委員長 質疑がないようでございます。

それでは、本会議で報告がございまして、よろしく願いをいたします。

続いて、広報広聴特別委員会委員長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

小田上広報広聴特別委員長。

○小田上広報広聴特別委員長 発言の許可をいただきありがとうございます。

広報広聴特別委員会から、御報告をさせていただければと思います。

かねてより議会だよりだけではなく広報広聴活動の充実を目指し、委員会内で協議を続けてきました。御存じのように8月号からは、議会だよりの表紙を市民の方から写真募集をするということになっております。本日は、今年1月より柔軟なSNSの発信を目指してツイッターを活用してまいりました。そして、発信を委員会内で非公開の試行運用という形でやってまいりました。このたび6月定例会より、公開での試行とするということに委員会で決定いたしましたので御報告させていただきます。ひとまずの投稿、更新作業については広報広聴特別委員会が行ってまいります。ですが、今後、運営主体の提案も含め、当特別委員会で協議していくつもりでございます。市民の皆様に御覧いただける状況となりますので、この場におられる皆様もですね、御意見を今後いただければと思います。

最後になりますが、議会だよりの表紙写真、大々的に募集しておりますので、いろんな方にお伝えいただければと思います。

報告は以上です。

○山崎委員長 以上で、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

なお、本日の協議・確認事項等について、会派の代表におかれましては、各会派所属の議員へ御周知をお願いいたします。

それでは、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

10時51分 閉会